

<年金請求の手続きについて>

(1) 老齢基礎年金又は(60歳前半の特別支給の)老齢厚生年金が受けられる者には、その支給開始年齢に到達する3か月前に、「[年金請求書\(国民年金・厚生年金保険老齢給付\)](#)」(事前送付用)が事前に送付(一部、例外を除く)されます。その対象者は下記の通りとなります。

● 60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する者

・男性の場合で、例えば、昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までが生年月日である場合は、60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は63歳からで、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に63歳になりますので、それぞれの3か月前に「[年金請求書\(国民年金・厚生年金保険老齢給付\)](#)」(事前送付用)が送付されるわけです。

・女性の場合で、例えば、昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までが生年月日である場合は、60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は62歳からで、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に62歳になりますので、それぞれの3か月前に「[年金請求書\(国民年金・厚生年金保険老齢給付\)](#)」(事前送付用)が送付されるわけです。

● 65歳到達により年金の受給権が発生する者

・まず、**60歳に到達する3か月前に「年金に関するお知らせ」とするハガキ**が送付されます。これには、2種類あり、

① 65歳到達により年金の受給権が発生する者を対象としたもの

年金加入期間の確認や、年金額を満額に近づけるための制度として、60歳から65歳までの間、国民年金に任意加入し保険料を納付することができる「任意加入制度」などを知らせる内容になっています。下記画像をご参照下さい。PDFは[こちら](#)からどうぞ。

老齢年金のご案内

このお知らせは、65歳から老齢基礎年金を受け取る権利が発生する方に送付しています。

●年金の請求が届きます
65歳になる3か月前に、年金を受け取るための手続きに必要な「年金請求書」をお届けします。
なお、厚生年金保険・船員保険・共済組合等の加入期間がある方は同時に老齢厚生年金を請求することができます。

●年金加入期間をご確認ください
基礎年金番号に登録されている年金加入期間は、右記の表のとおりです。
この表に記載されていない年金加入期間(基礎年金番号以外の年金手帳番号等で加入されていた年金加入期間など)があると思われる方は、年金事務所にご相談ください。

●国民年金に任意加入できます
60歳前の年金加入期間に保険料の免除や未納などの期間がある場合、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳までの間、国民年金に任意で加入できます。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
※厚生年金保険に加入中の方は、国民年金に任意で加入することはできません。

年金加入期間

基礎年金番号	までの年金加入期間です。
※ 国民年金加入期間(納付済の月数)については、権利が発生するまで確認がつかないため、月数に不足が生じる場合があります。ご確認ください。	
厚生年金保険加入期間(注1)	カ月
船員保険加入期間(注1)	カ月
国民年金加入期間(納付済の月数)	カ月
〃(全額免除該当の月数)	カ月
〃(4分の3免除該当の月数)	カ月
〃(半額免除該当の月数)	カ月
〃(4分の1免除該当の月数)	カ月
〃(学生納付特例該当の月数)	カ月
〃(納付猶予該当の月数)	カ月
〃(任意加入未納の月数)(注2)	カ月
〃(特定期間の月数)(注3)	カ月
共済組合等加入期間	カ月
年金加入期間合計	カ月

注1 特例期間としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間、国民年金1号の加入期間、船員保険1号の加入期間、国民年金1号4号が併存する場合は、加入期間を3分の1として計算しています。
注2 任意加入未納の月数は、国民年金の任意加入期間のうち保険料を納付していない月数を表示しています。任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに確認する必要があります。
注3 特定期間の月数は、本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として経過していたため、届出いただいた月数を表示しています。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

受付時間 月 曜 日 午前8：30～午後7：00
火～金曜日 午前8：30～午後5：15
土 日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌朝10時以降に電話でお受けいたします。
※お祝（第2土曜を除く）、12月31日～1月3日までは受付いたしません。
※ダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全額ご請求ですが、市内通話料金をご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

※「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

※「0570」の番号の「0」を省略したり、市外番号をつけてお問い合わせになっているケースが数多くありますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日が休日明けや、お昼休みのお手元に連絡が難しい時間帯（5日祝祭日）は電話が繋がらなくなる場合があります。お昼休みまたはお昼休みが過ぎた後、お電話が繋がりますので、どうぞご利用ください。

※代理人（ご家族内の方）からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

特別支給の老齢厚生年金の受給資格

厚生年金保険の加入期間が12か月以上ある方は、64歳までの間「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができ、

現時点において、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の加入期間が12か月未満ですが、65歳になるまでの間に12か月以上となった場合は、「特別支給の老齢厚生年金」の請求を行うことができます。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」または年金事務所等にご相談ください。

老齢基礎年金の繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、60歳から64歳までの間でも年金を請求すること（繰上げ請求）で年金を受け取ることができます。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」または年金事務所等にご相談ください。

なお、老齢基礎年金を繰上げて受給する場合は、次の点にご留意ください。

- 繰上げ受給をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、減額率は生涯変わりません。
- 繰上げ受給の手続きをした後は、障害基礎年金や障害年金を受け取ることができません。
- 国民年金に任意加入している場合は、繰上げ受給はできません。
- 繰上げ受給を取り消すことはできません。

住所変更の際は、手続きをお願いします

65歳になる3か月前に、日本年金機構から「年金請求書」が届きます。

それまでに、住所を変更された場合は、住所変更の手続きをお願いします。手続きの方法は、「ねんきんダイヤル」または年金事務所等にご相談ください。

なお、住所変更の手続きがない場合は、「年金請求書」をお届けできない場合があります。

※60歳を過ぎて国民年金または厚生年金保険に加入していない方も、必ず住所変更の手続きをお願いします。

日本年金機構ホームページもご利用ください。

日本年金機構 検索
<http://www.nenkin.go.jp/>

※全国の年金事務所の所在地と電話番号がご覧いただけます。
※年金に関する最新情報や、「年金のみ」がご覧いただけます。

※お問い合わせの際は、よくお読みからお読みください。1768 1018 0140

② 受給資格期間が確認できない者

年金を受け取るために必要な期間が確認できないことから、年金加入期間の確認を促すとともに、受給資格期間を満たすなどための制度として、60歳から70歳までの間、国民年金に任意加入し保険料を納付することができる「任意加入制度」、受給資格期間に含むことができる期間(合算対象期間など)の紹介などを知らせる内容になっています。下記画像をご参照下さい。PDFは[こちら](#)からどうぞ。

年金後継 親展

重要なお知らせ

年金に関するお知らせ

加入者 **日本年金機構** 0570-05-1165
東京都中央区新富町三丁目3番3号
知先不明の場合は上記にご連絡ください

年金に関する重要なお知らせです。
重要なお知らせについてご確認ください。

年金加入期間確認のお願い

●このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間（10年：120カ月）が確認できない方に送付しています。お客様の現在の年金加入期間では、年金を受け取ることができない状態です。
※詳しくは基礎「年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）」をご覧ください。

ご相談ください

●右の表に記載のない年金加入期間がある場合、または裏面に記載した「受給資格期間」に含むことができる期間、「年金の社会保険協定」に該当する期間がある方は年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。

●受給資格期間を満たしていない方は、60歳から70歳までの間、国民年金に任意で加入することができます。年金事務所にご相談ください。

【受給資格期間をすでに確認いただいている方へ】
裏面「受給資格期間」に含むことができる期間」を記入して受給資格期間を満たした方には、年金請求書の事前送付は行いません。年金を受け取る際は、年金請求書をご自身でお取り寄せいただき、年金事務所までお持ちください。

基礎年金番号	年金加入期間
	までの年金加入期間です。
厚生年金保険加入期間（注1）	カ月
船員保険加入期間（注1）	カ月
国民年金加入期間（納付済の月数）	カ月
//（全額免除該当の月数）	カ月
//（4分の3免除該当の月数）	カ月
//（半額免除該当の月数）	カ月
//（4分の1免除該当の月数）	カ月
//（学生納付特例該当の月数）	カ月
//（納付猶予該当の月数）	カ月
//（任意加入未納の月数）（注2）	カ月
//（特定期間の月数）（注3）	カ月
共済組合等加入期間	カ月
▶ 年金加入期間合計	カ月

注1 1941年以前に遡って国民年金保険料が納付された期間や国民年金の加入期間は、国民年金3月までは、加入期間を33024日、国民年金1年4月から国民年金3月までは、加入期間を33024日と相対して算定します。

注2 任意加入未納の月数は、国民年金加入期間のうち保険料を納めていない月数を指しています。任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときには、必ずお読みください。

注3 特定期間の月数は、本表「国民年金加入期間」が「国民年金加入期間」として記載されている場合、お読みいただいた月数を表示しています。

The image shows a webpage with the following content:

- お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!**
0570-05-1165
050から掛かる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165
- 年金を受け取るために必要な期間 (受給資格期間)**
2011年からの加入期間があれば、若年給付の受給資格期間を減らします。
●国民年金の受給資格期間と厚生年金保険 (老齢厚生年金を含む)、共済組合の加入期間および合算対象期間 (カラ期間) の合計が10年 (120カ月) 以上であること。
●若年給付の受給資格期間を満たした場合であっても、厚生年金保険・国民年金の加入期間が25年 (300カ月) 以上あることが必要です。
- 合算対象期間 (カラ期間)**
厚生年金保険 2年、海外在付期間等 (年金制度未加入) 35年、国民年金 3年
20歳、要給資格期間: 2年+35年+3年=40年 60歳
- 年金の社会保険協定**
下位の番号が適用されている場合は、社会保険協定により、それぞれの加入期間を相互に調整することが可能です。これによって日本が、相手国、いずれかの年金を受け取ることができるとなります。
平成29年6月現在の社会保険協定は30の国とあります。
ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、オーストラリア、スペイン、アイスランド、オーストラリア、スイス、ハンガリー、インドネシア、ニュージーランド
詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保険協定」のコーナーをご覧ください。

・そして、65歳に到達する3か月前にも、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) (事前送付用)が送付(ただし、②の者には送付されません)されます。

(2) 繰上げ支給の老齢基礎年金及び(60歳台前半の特別支給の)老齢厚生年金を受ける場合

「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) (事前送付用)に①「厚生年金保険・国民年金 老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書(様式第 102号)」又は②「国民年金・厚生年金保険 特別支給の老齢厚生年金受給権者 老齢基礎年金支給繰上げ請求書(様式第 234号)」を添付して提出します。

- ① 65歳からの本来の老齢厚生年金の繰上げ請求及び老齢基礎年金の全部繰り上げ請求を行うなどの場合に使用します。
- ② 60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が老齢基礎年金の繰上げ請求を行う場合に使用します。例えば、60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給権者(あるいは既に受給中である者)がその支給開始年齢の到達に合わせて(あるいはその受給中に)老齢基礎年金の全部繰上げ請求を行う場合や60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給権者がその支給開始年齢の到達前に、老齢基礎年金の全部繰上げ請求とともに、繰上げ請求を行う場合などがあります。

(3) 60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金を受けていた者は、65歳になれば自動的に、老齢基礎年金や65歳からの本来の老齢厚生年金が支給されるわけではなく、65歳で一旦60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、改めて、老齢基礎年金と65歳からの本来の老齢厚生年金の請求手続きが必要となります。例えば、第1号厚年被保険者の場合には、日本年金機構から「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ)」が65歳到達月の初旬に送

付され、当該月末までに日本年金機構に返送することになります。下記各画像をご参照下さい。
前者は加給年金額の対象者がいない場合の様式、後者は当該対象者がいる場合の様式です。

195-3

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

65 ※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めで記入してください。

請求者の欄	個人番号(または年金証書の基礎年金番号)・年金コード	生年月日	大正 3	年	月	日
	住所	〒				
	電話番号	() - () - ()				
氏名	(フリガナ)	他の年金の管掌機関(制度名)と年金証書記号番号等		管掌機関	記号番号等	
繰下げ希望欄						
繰下げ受給(66歳以降に受給)を希望される方は、右枠内のいずれかを○で囲んでください。			老齢基礎年金のみ繰下げ希望	老齢厚生年金のみ繰下げ希望		

◎この請求書は、今まで特別支給の老齢厚生年金を受けていた方(他の年金を受給していることによる停止などで、実際に支払いを受けていない方も含みます。)が65歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるために必要なものです。

◎老齢基礎年金・老齢厚生年金両方の繰下げ(66歳以降に増額した額を受けること)を希望される場合には、この請求書を提出する必要はありません。

◎共済組合等に加入したことのある方は、共済組合等からも老齢厚生年金を受けることができます。ただし、共済組合等からも老齢厚生年金を受けることができる方が、老齢厚生年金の繰下げを希望される場合は、全ての老齢厚生年金を同時に繰下げする必要があります。(一方の老齢厚生年金のみ繰下げの請求をすることは出来ません。)

◎黒インクのボールペンで記入してください。
鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン又はボールペンは、使用しないでください。

実施機関等
受付年月日

195-4

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

65 ※ 裏面の注意事項をご覧のうえ、記入してください。

※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めで記入してください。

請求者の欄	個人番号(または年金証書の基礎年金番号)・年金コード	生年月日	大正 3	年	月	日
	住所	〒				
	電話番号	() - () - ()				
氏名	(フリガナ)	他の年金の管掌機関(制度名)と年金証書記号番号等		管掌機関	記号番号等	

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

加給年金額対象者の欄	配偶者	氏名	(フリガナ)	他の年金の管掌機関(制度名)と年金証書記号番号等			
		生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
	子	氏名	(フリガナ)	氏名	(フリガナ)		
		生年月日	平成・令和		年	月	日

繰下げ希望欄						
繰下げ受給(66歳以降に受給)を希望される方は、右枠内のいずれかを○で囲んでください。			老齢基礎年金のみ繰下げ希望	老齢厚生年金のみ繰下げ希望		

実施機関等
受付年月日

※ このハガキ形式の年金請求書には、「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」欄と「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」欄が設けられていて、どちらか一方だけを希望する場合に、該当部分を○で囲んで、ハガキ形式の年金請求書を提出し、その後、実際に繰下げの申出をする際に、「国民年金・厚生年金保険 老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書(様式第 235 号)」をもって繰下げ請求を行うこととなります。なお、両方とも繰下げを希望し、同時又は異なった時期に繰下げの申出をす

る場合にはこのハガキ形式の年金請求書は提出せず、実際に繰下げの申出をする際に、「国民年金・厚生年金保険 老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書(様式第 235 号)」をもって繰下げ請求を行うこととなります。

<参考>

令和 4 年 10 月 26 日に、熊本日日新聞より『電話で「過払いの年金 80 万円返せ」詐欺じゃなかった!? うっかり夫の名前を書いたら、年金事務所から 2 年後に…』とする記事が配信されました。この記事の発端は、その夫(当時 63 歳)の妻が 65 歳を迎えたことから自身の年金を受給するために、上記様式のうち後者の『加給年金額の対象者がいる場合の様式である「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ)」』を使用して年金請求を行った際に、同ハガキに予め印字されていた 2 歳年下の夫の名前のフリガナの下に夫の氏名を漢字で記入して日本年金機構熊本西年金事務所に郵送したことです。つまり妻が夫の生計を維持している旨を申立てたことで、その後 2 年間、夫に係る加給年金額が支給されてきたわけですが、夫が 65 歳になったことで、今度は夫が自身の年金を受給するために年金請求を行ったところ、その期に及んで、同事務所から「夫には 63 歳の時点で既に年金(60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金であったと考えられます)の受給権があったことが判明したので、そのような夫を加給年金額の対象にすることはできず、妻に支給した夫に係る加給年金額は全額返金しなさい」との請求(しかも電話で)を受けることになったというわけです。確かに、当該夫のように、当初(妻が 65 歳になった時点)から夫に年金※の受給権があった場合はもちろんのこと、その 2 年間の途中で夫に年金※の受給権が発生した場合でも、当該時点以降は加給年金額の対象ではなくなります。ただ、同事務所として、妻が同ハガキを使用して年金請求を行った時点で、夫が加給年金額の対象ではないことがどうして分からなかったのか釈然としない面があり、しかも電話をもって請求するというのもお粗末な対応であったとの感が拭えません。しかしながら、当初から配偶者に年金の受給権がある場合には、前者の『加給年金額の対象者がいない場合の様式である「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ)」』を使用して年金請求を行い、しかも老齢基礎年金あるいは老齢厚生年金いずれかの繰下げを希望する場合には該当欄を○で囲んだ上で郵送するか、途中で配偶者に年金の受給権が発生した場合には当該時点まで受給していた当該配偶者に係る加給年金額の支給を停止してもらうための「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届(様式第 230 号)」を提出する必要がありますので、ご留意下さい。

※ 老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として 240 以上であるものに限る)、障害厚生年金、障害基礎年金などのいずれかの年金を言います。

(4) 「老齢年金の繰下げ意思についての確認」について

65 歳以降に初めて老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生し、これを請求する場合には、年金請求書にこの「老齢年金の繰下げ意思についての確認」を添付して、65 歳以降の年金の受け取り方法や繰下げの意思の有無を示すことになっています。下記画像をご参照下さい。PDF は[こちら](#)からどうぞ。

老齢年金の繰下げ意思についての確認

《ご確認にあたって》この確認は、65歳以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金を請求される方に、年金の決定に先立ち、繰下げ制度についてお知らせするとともに、65歳以降の年金の受取り方法と繰下げ意思の有無を確認させていただくためのものです。

○ 65歳以降の老齢厚生年金・老齢基礎年金それぞれの受取り方法について、お客様が希望されるものに○をつけていただき、下欄に記名をお願いします。

※繰下げ申出書（様式第103-1号）により老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げて請求される方はこの確認書を提出いただく必要はありません。

※老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日以後に発生した方については、繰下げの申出ができるのは受給権発生の日後からとなります。

記入欄	希望する受取り方法	希望する受取り方法の注意点
老齢厚生年金について	① 繰下げせず、65歳からの受取りを希望する。	<ul style="list-style-type: none"> 65歳の誕生日より後の月以降に受給権が発生する場合はその月の翌月分からの受取りとなります。
	② 現時点で繰下げて請求し、増額した年金の受取りを希望する。（老齢基礎年金は別の受取り方法を希望される場合）	<ul style="list-style-type: none"> 繰下げ請求を行った日の翌月分からの受取りとなります。 「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ申出書」を提出してください。 厚生年金基金または企業年金連合会からの年金を受けている方は、裏面のNo.8（基金加入者の方へ）をご確認ください。
	③ 将来繰下げて請求手続きを行い、増額した年金の受取りを予定している。（繰下げ待機）	<ul style="list-style-type: none"> 繰下げを希望される際に改めて請求の手続きが必要です。繰下げ請求を行った日の翌月分からの受取りとなります。 請求手続きの際に65歳からの受取りを選択することもできます。（消滅時効（5年）により一部受け取れない年金が発生する場合がありますのでご注意ください。） 厚生年金基金または企業年金連合会からの年金を受けている方は、裏面のNo.8（基金加入者の方へ）をご確認ください。
老齢基礎年金について	④ 繰下げせず、65歳からの受取りを希望する。	<ul style="list-style-type: none"> 65歳の誕生日より後の月以降に受給権が発生する場合はその月の翌月分からの受取りとなります。
	⑤ 現時点で繰下げて請求し、増額した年金の受取りを希望する。（老齢厚生年金は別の受取り方法を希望される場合）	<ul style="list-style-type: none"> 繰下げ請求を行った日の翌月分からの受取りとなります。 「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ申出書」を提出してください。
	⑥ 将来繰下げて請求手続きを行い、増額した年金の受取りを予定している。（繰下げ待機）	<ul style="list-style-type: none"> 繰下げを希望される際に改めて請求の手続きが必要です。繰下げ請求を行った日の翌月分からの受取りとなります。 請求手続きの際に65歳からの受取りを選択することもできます。（消滅時効（5年）により一部受け取れない年金が発生する場合がありますのでご注意ください。）

わたしは「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」（裏面）の内容について確認しました。65歳からの老齢年金の受取り方法については上記のとおり希望しています。

年金事務所長 様

令和 年 月 日

請求者氏名



また、60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の受給権を有しながらも請求していない場合には、前記しました「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ)」が65歳到達月に届かないことになっています。その場合には、繰下げの意思の有無を示すことができません。そこで、65歳以降に年金の請求を行う際に、年金請求書に「老齢年金の繰下げ意思についての確認」を添付して、繰下げの意思を示すことになっています。なお、老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給権を取得して1年経過した(基本的には、66歳になった)場合で、その時点でまだ年金の請求を行っていない者が繰下げの申出を行った時には、「老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下

[げ申出書\(様式第 103-1 号\)\(H19.4.1 以後に老厚の受給権取得\)](#)を「[年金請求書\(国民年金・厚生年金保険老齢給付\)\(様式第 101 号\)](#)」に添付して提出します。

※ 掲載しました各画像の様式はすべて、日本年金機構ホームページより引用したものです。

※ 例えば、繰下げの申出をする予定で 1 年間(基本的には、66 歳まで)待機していたが、やはり 65 歳から受給したいといった場合には、老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方又はそのいずれかを繰り下げずに 65 歳に遡って受給したいという場合に使用する「[国民年金・厚生年金保険老齢基礎・厚生年金裁定請求書\(様式第 236 号\)](#)」もあります。